

人権週間・同和問題特集



区のお知らせ

足立区
編集/企画部広報課
足立区千住一丁目4-18
☎(882) 1111
第二庁舎 ☎(889)6161

1 面
お互いの人権を尊重し差別のない社会を
2 面
同和問題
正しい理解と認識から
明るい社会をつくろう



人権の共存

東京法務局・東京都人権擁護委員連合会

基本的人権は保障されているでしょうか

お互いの人権を尊重し 差別のない社会を

第三十三回人権週間は、十二月四日から二十日までの、人権の共存し互いに相手の立場を考慮して豊かな人間関係をつくらう。「部落差別をなくそう」「婦人の地位を高めよう」「障害者の完全参加と平等を実現しよう」をスローガンに行われています。自由と平等の理念を、今もう一度よく考え、豊かな人間関係と差別のない社会をつくりましょう。

相手の立場を考慮して 豊かな人間関係をつくらう

人権の共存

近頃ややもすると、自分の権利だけを強く主張し、他人の権利を軽視する傾向がみられます。人間は、互いに関連し合っていて生活が成り立ち、自分一人だけで生きていくことはできません。自分の権利を主張するの当然ですが、他人にも同じ権利が同じように認められなければならないことも考えなければなりません。

これを忘れると、人間としての連帯感をそこね、社会生活にひびが入り、円満な生活ができなくなってしまう。そこで、わたしたちは、お互いに偏見や先入観にとらわれず、理解と協力の姿勢をもって話し合うことが大切です。日本国憲法は、民主主義の理念に立つて、特に基本的人権について、強く明記しています。その第十一条で、国民はすべて

基本的人権と差別

すべての人が人間として尊重され、しあわせであることがわたしたちの願いです。しかし、今日の社会には、根強く残るいろいろな不合理や不平等があります。

人間平等の原点に立とう

同和問題とは

「いわゆる同和問題とは、日本社会の歴史的發展の過程において、形成された身分階層構造に基づく差別により、日本国民の一部の集団が、経済的・社会的・文化的に、低位の状態におかれ、何人にも保障されている市民的権利と自由を、完全に保障されていないという、もつとも深刻にして重大な社会問題である」と「部落差別とは、ひとくちに言えば市民的権利、自由の侵害にほかならない」

つくられた部落差別

徳川幕府は、士・農・工・商という身分制度をつくり、さらに「えだ」・「ひにん」といふ身分をおき、皮革工芸や、自由業などの人々を低い身分として居住地を制限し、住居や水利権の制限、通婚の禁止の移転を禁止することで、農つかり他人の人々と区別し、身分差別を徹底しようとした。これが土地にまつわる部落差別のはじまりです。

現代に生きて、自由と平等を願うわたしたちは、人間が人間を差別することを、ひとごとと思えないはず。他人の権利を尊重すること、それがとりまなおさず、自分の権利が尊重され、明るい社会をつくることにつながります。ですから、わたしたち一人ひとりが、同和問題について正しい認識と理解をもつことが大切なのです。

「市民的権利、自由とは職業選択の自由、教育の機会均等が保障される権利、居住および移動の自由、結婚の自由などであり、これらの権利と自由が、同和地区住民に対して完全に保障されていないことが差別なのである」と同和对策審議会は、内閣総理大臣に答申しています。(昭

和四十年) 差別には、人びとの觀念や意識のうちにある言葉、文字、身ぶりであらわす心理的差別と同和地区の人たちの生活のなかで明らかにされる、生活環境の悪さ、不安定な職業、低い教育・文化水準などの実態的差別があげられています。さらに、これらの差別が相互に作用し、関連しあつて、結婚や就職を妨げられ、生きる望みすらも断たれるなど、同和地区出身の人たちを苦しめているのです。

同和問題 解決のために

私たちの日本は、経済大国として発展を続けています。そして、国民は自由であり、平等であるという基本的人権は、安泰であるとも多くの人がは考えているかも知れません。 さらに、重い年貢や生活苦から農民の不満が高まると、支配者はそれを高すために差別を強化し、職業の制限、宗教行事からの除外、入会権や水利権の制限、通婚の禁止の移転を禁止することで、農つかり他人の人々と区別し、身分差別を徹底しようとした。 このように、部落差別は、支配者の政策によって、つくられたものなのです。

同和問題

正しい理解と認識から 明るい社会をつくらう

私たちのこの豊かな社会に、いまだに実在するさまざまな差別。なかでも重大なのが「部落差別」です。これは、人間であることの一番大切な「基本的人権」が侵されている問題なのです。人権週間にあたって、もう一度同和問題について考えてみましょう。

さまざまな差別

おそらく多くの人が、この近代的な現代社会において、そのようないわれない部落差別などあるわけがない、と思われていることでしょう。

東京では、第二次大戦後の急速な都市化と人口増加によって、自分に直接関係のないことに対しては、極端に無関心だということもあって、同和問題は潜在化していますが、部落差別は決して無いわけではありません。

具体的には、職業を選び、教育の機会を均等に受け、居住や結婚などの権利と自由が、部落出身者の人たちにに対しては完全に保障されていない

就職・結婚などに関する差別

就職に関する差別事件として、「人事極秘特殊部落地名総鑑」という、全国の同和地区の新旧地名や戸数・職業を記載した図書を売買し、同和地区の人たちの採用・選考・労務管理に重大な悪影響を及ぼした事件が発生しています。

また、就職に関しては、この「地名総鑑」ばかりではなく、就職時において、本人の学歴のみではなく、両親の出身地や両親の職業や財産まで調査する会社もあるとよく聞きます。これらについても、本人の人格

以外の点について調査することは、先に述べた「人権」にかかわる問題であるので、注意してもらわねばなりません。さらに、結婚をめぐって、親が相手の身元調査を依頼し、本籍地へ戸籍謄本を請求した事件もありました。

また、職場のなかで出身地を名指して、差別的言葉を投げかけて侮辱したり、その同和地区出身者の人権を侵し、権利を不当に侵害したという厳しい事実があります。

そのほかにも、日常生活の上で、いじめやいじめのなかで、差別的な言葉が使われたため、同和地区出身者の人びとの心を傷つけ、大きな悲劇に広がった事件、また、ラジオ・テレビ・雑誌等のなかで使われた差別用語や、偏見を助長するような悪質な落書き事件がありました。こうした基本的な人権を侵す事件がこの民主主義の世の中で引き続き起

悪質な落書き

昨年ひき続き、今年も区の施設の玄関のガラス戸に被差別部落の人々に対する悪質な落書きがありました。

伝統文化と差別

同和地区の歴史は、厳しい差別と抑圧の連続そのものでした。しかし、その厳しさの中で、人々はお互いに助け合い、励まし合って生きてゆくための手段として、歌、舞、造りつづけたものが、現在も数多く日本の伝統文化の中に、息づいています。

そして私たちは、今それらを生生活の潤いとし、また日本の誇りともしています。たとえば、各地に残る民謡の中に、歌いつづかれた人々によって、よく知られた「五つ木の子守唄」

このような落書きは、単なるいたずらとして見過ごすことはできません。あきらかに、差別を意識した内容であり、いまだに部落差別が生きているといえます。このように、同和問題は人権侵害の最たるものであり、この問題の解決なくして真の民主主義はありえません。私たちは同和問題を正しく認識し、理解することに努め、明るい社会を築くために皆んなで努力しましょう。

からも、つらい人々の叫びが聞くものの胸を打つように思われます。また、土地を追われて、河原などに集まった人々は、「河原者」などとさげすまれたながらも、歌舞伎、人形浄瑠璃、能などを創りだし、芸をみがき、今日、外国での上演を行うなど、日本を代表する芸術にまで、高めてきました。

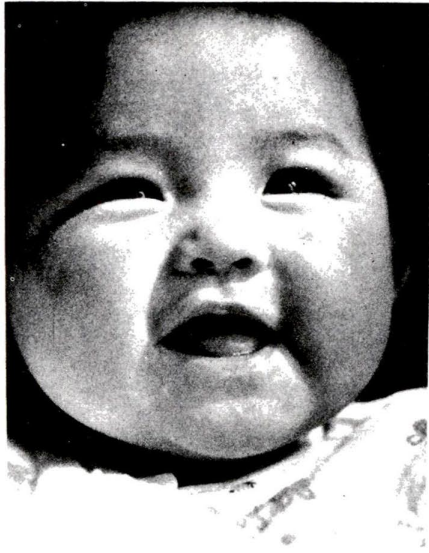
日常テレビなどで私たちを楽しませてくれる、いろいろな演芸も、その昔、村や町を流して歩いた、門付けや大道芸が現代に受けつづかれたものであり、それを演じたのも、同様に差別された人々でした。

しかし、これらの芸能が、今日まで発展してきたのは、多くの日々の日常に彩りと楽しみを手えてくれたために、周囲からの援助があったというよりも、それらを生きた人々の、唯一の生きるための途であり、つづきのない状況の中で、必死に技の向上を考え、それにはげんだことが大きく作用し、生命のいぶきによつてはぐくまれているからだと思います。

人権週間(12月4日～12月10日) スローガン

- ▶互いに相手の立場を考えて 豊かな人間関係をつくらう
- ▶部落差別をなくそう
- ▶婦人の地位を高めよう
- ▶完全参加と平等で、心豊かな社会づくりをしよう (国際障害者年)

部落差別をなくそう



法務省・全国人権擁護委員連合会

【お知らせ】

婦人問題については、6月20日付の「区のお知らせ第545号」に、国際障害者年については、8月1日付の第549号に、それぞれ特集掲載されています。

一度よく考えてみましょう。そして、現代社会におけるさまざまな差別について、十分な認識と理解に立って、一日も早く解消することを誓い合います。

人権の共存

相手の立場を考慮して
豊かな人間関係をつくらう

差別のない民主社会を

差別をなくすための今後の方向

同和对策事業特別措置法の動向

国は同和問題の解決のため、昭和四十四年同和对策審議会の答申を受けて、同和对策事業特別措置法を制定し、啓蒙普及活動をはじめとして同和地区および出身者の生活安定、福祉向上のため各種の施策をすすめてきました。

しかし、特別措置法の最終年度である昭和五十四年三月が来ても、かなりの事業の積み残しや、同和問題解決の見通しがたないことから、この措置法の三年延長が、三項の付帯決議を含めて、国会で議決されました。

付帯決議には、「政府は、同和問題の重要性にかんがみ、この問題の早急な解決をはかるため、次の事項について、適切な措置を講ずるよう努力すべきである」とし、

①法の有効期間中に、実態の把握に努め、速やかに法の総合的改正およびその運営の改善について検討すること

②同和对策を実施する地方公共団体の財政上の負担の軽減をはかること

③同和問題に関する事件の増発状況

と、

■ 同和对策事業特別措置法の動向

■ 同和对策事業特別措置法の動向

■ 同和对策事業特別措置法の動向

■ 同和对策事業特別措置法の動向

■ 同和对策事業特別措置法の動向

■ 同和对策事業特別措置法の動向